

令和4年2月14日

お客様各位

奄美信用組合

## 残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける印鑑不要化について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、お客様の利便性向上のため、預金残高1万円未満の下記口座解約手続きについては、お届け印に代えて、運転免許書等の顔写真付きの本人確認書類をご提示いただくことで解約できる取扱を開始いたします。

記

### 1. お取扱い開始日

令和4年2月14日（月）

### 2. 対象となるお客様

個人のお客様、個人事業主のお客様

### 3. 対象となる口座

預金残高1万円未満の以下の口座

- ①普通預金口座
- ②総合口座

※総合口座は差入定期預金が解約されている口座に限ります。

### 4. 提示書類

- ①通帳（喪失していない場合）
- ②キャッシュカード（喪失していない場合）
- ③顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

### 5. 預金規定の改定

- ①改定日 令和4年2月14日（月）
- ②改定する預金規定 総合口座取引規定、普通預金規定（当組合ホームページに掲載）

以上

※ ご不明な点は、お取引店までお問合せください。